

2章 計画改定の背景

2-1 岡崎市の緑を取り巻く社会情勢の変化

(1) 岡崎市緑の基本計画改定までの経緯

本市では、平成 11（1999）年 3 月に初となる「緑の基本計画」を策定し、平成 22（2010）年を目標年次とし、「豊かな自然と緑が奏でるゆとりと潤いのまち...おかざき」を基本理念に、緑地保全や公園整備など様々な施策を展開してきました。

その結果、都市公園の整備面積は大幅に増加し、市民一人当たりの都市公園面積 10 m² 以上を達成するなど、現在に繋がる本市の都市公園をはじめとする緑のストックの充実が図られました。平成 22（2010）年度には計画期間の満了に加え、平成 18(2006)年度の旧岡崎市・額田町の合併による新たな岡崎市の誕生、さらに平成 20(2008)年度に第 6 次岡崎市総合計画が策定されたことなどを踏まえ、平成 32(2020)年度を目標年次とする新たな緑の基本計画を平成 23（2011）年 3 月に策定しました。

この第二次計画（岡崎市緑の基本計画 2011）では、『市民と自然と歴史が育む 緑の文化都市』を基本理念とし、引き続き緑地保全や公園整備などの様々な施策を展開するとともに、緑の「量」のみならず「質」の向上を目指すものとして、都市公園の利活用に向けた市民協働の組織を立ち上げることを計画しました。

同計画の平成 27（2015）年度中間改訂においては、旧額田町地域の一部を含めた都市計画区域変更を経て緑の基本計画の対象区域の見直しが行われたほか、公園を利活用するための市民協働組織として、既存の公園愛護会*を発展させた「公園愛護運営会*」の仕組みが検討され、地域住民の協力を得て後期計画期間での試験的な実施に繋がりました。

第二次計画の目標年次を迎え、岡崎市総合計画及び都市計画マスタープラン改定などが行われており、これらと整合を図りつつ、これまでの 20 年余りに及ぶ取組みの成果を引き継ぎながら、緑の基本計画を改定します。

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

(2) 緑を取り巻く社会情勢の変化と緑の機能・役割の新たな視点

近年の緑を取り巻く社会情勢は、高度経済成長以降問題視されてきた都市化に伴う環境の悪化に加え、少子高齢化と人口減少、地方活性化の必要性、社会資本の老朽化、財政・人的資源の制約、さらに市民のニーズの多様化など、緑そのものの減少にとどまらない多くの課題を抱えています。

本市においても、多くの都市公園で年数の経過に伴う老朽化と安全確保への対応、更新・再整備などの必要性は年々高まっており、近年の厳しい財政状況下においては効果的な対応が求められています。このため、岡崎市緑の基本計画 2011 後期計画期間において「長期末整備都市計画公園見直しガイドライン」を策定し、長期間にわたり用地の未取得や必要性の低下など様々な理由で未整備状態となっていた都市計画公園の廃止・継続の仕分けの具体的な方針を定めるなど、既にいくつかの課題に着手し始めているところです。

平成 28 (2016) 年 6 月には、国土交通省による「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」として、新たな社会的ニーズと対応する緑の機能や役割が示されました。これと本市の「岡崎市緑の基本計画 2011」をはじめとする従来の緑の基本計画においてとらえられてきた緑の主要な機能・役割を比較すると、特に経済面の分類において、緑が新たな機能を有するものとして位置付けられています(表 2-1)。

従来の「良好な環境・景観形成」からさらに踏み込み、それらによる不動産価値の向上や都市の魅力・競争力の向上といった緑の機能は、本市においても乙川河川緑地とその周辺の開発などの地域活性化の場において既に活用されていると言えます。

また令和 2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の流行とそれに伴う社会経済状況への影響は、本市においても公園を含む公共施設の一時的な使用停止の発生、レクリエーションや街のにぎわいの場としての緑の利用が困難になる一方で、人口の稠密化した都市における公園や緑道*といった開放空間の重要性や、身近な緑が心身の健康に果たす効果が見直されるなど、都市のオープンスペースとして緑が果たす多様な役割を再び考え直していく機会となりました。

表 2-1 緑の機能・役割の新たな視点

新たな社会的ニーズと対応する緑の機能・役割			岡崎市緑の基本計画2011における緑の機能・役割との対応	
分類	社会的 ニーズ	緑地に求められる機能の例	視点	機能・役割
環境面	環境共生 社会	温室効果ガスの吸収	都市環境の保全	二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド対策など、都市の低炭素化に資する緑
		ヒートアイランド現象の緩和	都市環境の保全	二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド対策など、都市の低炭素化に資する緑
		都市における生物多様性の確保	都市環境の保全	生物の生育・生息空間となる緑
		環境教育、自然とのふれあいの場	緑とのふれあい	緑とふれあい、学ぶ場となる緑
		再生可能エネルギーの活用	—	—
社会面	安全・安心の確保 （防災・減災）	大規模火災発生時における延焼防止	災害防止の視点	延焼防止や避難地となる緑
		都市水害の軽減	都市環境の保全の視点	雨水を蓄えて浄化し、水源を確保する緑
		津波被害の軽減	災害防止の視点	水害を抑制する緑
		避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場	災害防止の視点	延焼防止や避難地となる緑
		災害伝承・防災教育の場	災害防止の視点	防災活動の拠点となる緑
		散歩、健康運動の場、介護予防	—	—
	健康・福祉の向上	子どもの遊び場、子育て支援	緑とのふれあいの視点	健康づくりやスポーツ・レクリエーションを楽しむ緑
		緑の景観形成によるストレス軽減、森林セラピー	自然や歴史の景観形成の視点	豊かな自然環境と調和し、潤いと安らぎを感じられる自然景観を形成する緑
	地域コミュニティの醸成	人の集う場、地域の活動の場（祭りなど）	緑とのふれあい	コミュニティや交流を育む緑
		コミュニティ（ソーシャルキャピタル）の醸成	市民との協働の視点	市民への緑に関する情報提供や普及啓発 市民による緑の管理・育成の活動
		地域の自然観・郷土愛の醸成	自然や歴史の景観形成の視点	豊かな自然環境と調和し、潤いと安らぎを感じられる自然景観を形成する緑 岡崎の歴史や文化を感じる緑 潤いと風格ある都市景観を形成する緑
経済面	経済・活力の維持	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上	—	—
		良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上	—	—
		都市農業の振興（生物資源の生産の場）	都市環境の保全の視点	都市の緑の骨格を形成し、都市環境を保全する緑
		観光振興	緑とのふれあい	コミュニティや交流を育む緑

参考）「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」（H28.6 国土交通省国土技術政策総合研究所）

さらに、これらの緑の機能・役割の位置づけを背景とした都市緑地計画の新たな視点（表 2-2）が示された中で、「グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ*）」というキーワードは、これまでも気候変動、都市防災、生物多様性*の確保など都市の緑が重要な役割を担うとされてきた諸課題を統合し、緑による多面的・複合的な対応を促す新たな概念として重要な視点となっています。

1章
岡崎市緑の基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を取り巻く現状

4章
岡崎市の緑の課題と計画の方向性

5章
計画の理念と基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の評価指標の設定

8章
計画の実現に向けて

参考資料

表 2-2 都市緑地計画の新たな視点

視点	概要
①グリーンインフラストラクチャーの形成	・ 緑の基本計画の役割の拡大 → 防災、生物多様性、都市住民の QOL の向上といった分野の充実に向けたグリーンインフラの概念の導入
②環境負荷の低減と QOL（生活の質）の向上	・ 量的確保から質の向上へ → 質や機能を評価する手法や指標の設定
③地域が抱える社会問題の解決	・ 緑の量からそこで行われる活動とその成果の重視への転換 ・ 計画の前提として地域の社会問題・ニーズの視点の導入
④自然環境構造に基づく都市の再生	・ 都市全体の再編に当たっての場所ごとの自然環境特性や価値に関する方針の提供
⑤緑地由来生物資源の地域内循環	・ 地域（里山—市街地—農地）における資源（主に木質バイオマス）の循環の実装に向けた土地利用や緑地管理・住民参加手段の提示
⑥他分野の専門家との協働	・ 土木、建築、都市計画、社会学など他分野との連携

出典）「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」（H28.6 国土交通省国土技術政策総合研究所）

(3) 緑に関する諸制度の改正

平成 29（2017）年には都市緑地法をはじめとする緑地関連諸制度の改正が行われました（図 2-1）。この改正の大きなポイントである公民連携の一層の推進に関しては、本市においてはすでに大規模公園への指定管理者制度*の導入、東岡崎駅周辺のまちづくりなどにおいて積極的な導入が進められているところですが、将来にわたる魅力ある公園の維持に向け今後も推進を図るため、緑の基本計画へこれらの運営管理に向けた方針を示していく必要があります。



出典）都市緑地法などの一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号） 概要

図 2-1 都市緑地法などの改正の概要

令和 6（2024）年 12 月には、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針として、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（以下、「緑の基本方針」）が公表され、都市における緑地の多様な機能（グリーンインフラ）の重要性が

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

改めて示されるとともに、緑地の保全及び緑化の推進において「市街地については緑被率が3割以上となることを目指す」とする目標が示されています。

意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応	
全体目標	将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す							
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献		人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する		Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく			
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等				多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れなど多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要			
	緑地の更なる充実 より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施							
	緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成							
実現のための施策	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による持続性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援 民間による緑地の保全・創出の促進 ・良質な緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進 価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進						コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携	
	都道府県	「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）				市町村	「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）	

図 2-2 緑の基本方針の概要

今回の中間見直しに当たっては本章で述べてきた各種の視点を踏まえた上で、本市の特性を鑑み、新たな時代に対応した緑の基本計画を策定します。

2-2 上位計画・関連計画の動向

岡崎市緑の基本計画に係る上位計画・関連計画を表 2-3 に示します。

また、特に関連性が強い計画の動向を以下に示します。

表 2-3 上位計画・関連計画

	計画など名称	策定・改定年度	関連
岡崎市	第 7 次岡崎市総合計画	令和 3 (2021) 年 3 月	全体
	岡崎市土地利用基本計画	令和 2 (2020) 年 3 月	全体
	岡崎市都市計画マスタープラン	令和 8 (2026) 年 3 月 (予定)	全体
	岡崎市公共施設等総合管理計画	平成 28 (2016) 年 8 月	公園
	長期未整備都市計画公園の対応に向けて～見直しガイドライン～	平成 30 (2018) 年 3 月	公園
	岡崎市防災都市づくり計画	平成 31 (2019) 年 3 月	公園・都市緑地
	岡崎市立地適正化計画	令和 7 (2025) 年 3 月	全体
	岡崎市景観計画	(令和 4 (2022) 年 3 月部分変更)	公園・都市緑地
	岡崎市歴史的風致維持向上計画	平成 29 (2017) 年 3 月	公園・都市緑地
	第 2 次岡崎市環境基本計画	令和 3 (2021) 年 3 月	全体
	岡崎市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	令和 5 (2023) 年 3 月	全体
	生物多様性おかざき戦略	令和 5 (2023) 年 3 月	全体
	岡崎市森林整備ビジョン	令和 3 (2021) 年 3 月	森林
	岡崎市農業振興ビジョン 2030	令和 3 (2021) 年 3 月	
	岡崎市水環境創造プラン	平成 20 (2008) 年 3 月	河川・都市緑地
	岡崎市総合雨水対策計画	平成 28 (2016) 年 7 月	河川・都市緑地・公園
愛知県	岡崎市地域強靱化計画	令和 2 (2020) 年 3 月	森林・河川・都市緑地
	岡崎市地震対策アクションプラン	平成 30 (2018) 年 2 月	公園・都市緑地
	愛知県広域緑地計画	平成 31 (2019) 年 3 月	全体
	西三河都市計画区域マスタープラン	平成 31 (2019) 年 3 月	全体
愛知県	愛知県都市農業振興計画	平成 29 (2017) 年 3 月	農地
	あいち生物多様性戦略 2030	令和 3 年 3 月	全体
	国土強靱化基本計画	平成 30 (2018) 年 12 月	全体
国	都市農業振興基本計画	平成 28 (2016) 年 5 月	農地
	防災系緑地の計画手法に関する技術資料	平成 30 (2018) 年 6 月	全体
	新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について	平成 28 (2016) 年 5 月	公園・都市緑地
	これからの社会を支える都市緑地計画の展望 人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書	平成 28 (2016) 年 6 月	公園・都市緑地
	都市公園新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～	令和 4 (2022) 年 10 月	公園・都市緑地

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

	計画など名称	策定・改定年度	関連
	生物多様性に配慮した緑の基本計画 策定の手引き	平成 30（2018）年 4 月	公園・都市緑地
	緑の基本計画における生物多様性の 確保に関する技術的配慮事項	平成 23（2011）年 10 月	公園・都市緑地
	都市における緑地の保全及び緑化の 推進に関する基本的な方針	令和 6（2024）年 12 月	公園・都市緑地
	緑の基本計画×グリーンインフラガ イドライン（案）	令和 6（2024）年 6 月	公園・都市緑地

※ 太字：概要を示した計画

(1) 第7次岡崎市総合計画

第7次岡崎市総合計画の基本的な方向性を示す総合政策指針(令和元年12月議決)では、令和32(2050)年度を目標年度として目指す将来像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。

また、将来都市像実現に向けて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めています。

なお、緑の基本計画は、分野別指針の「(1) 暮らしを支える都市づくり」に位置付けられています。

分野別指針(1) 暮らしを支える都市づくり

集約連携型都市の実現に向けて、「しごと」に引き寄せられて集まってきた「ひと」の住宅需要に対応しつつ、暮らしの質を高める都市基盤が充実していく「まち」を目指します。

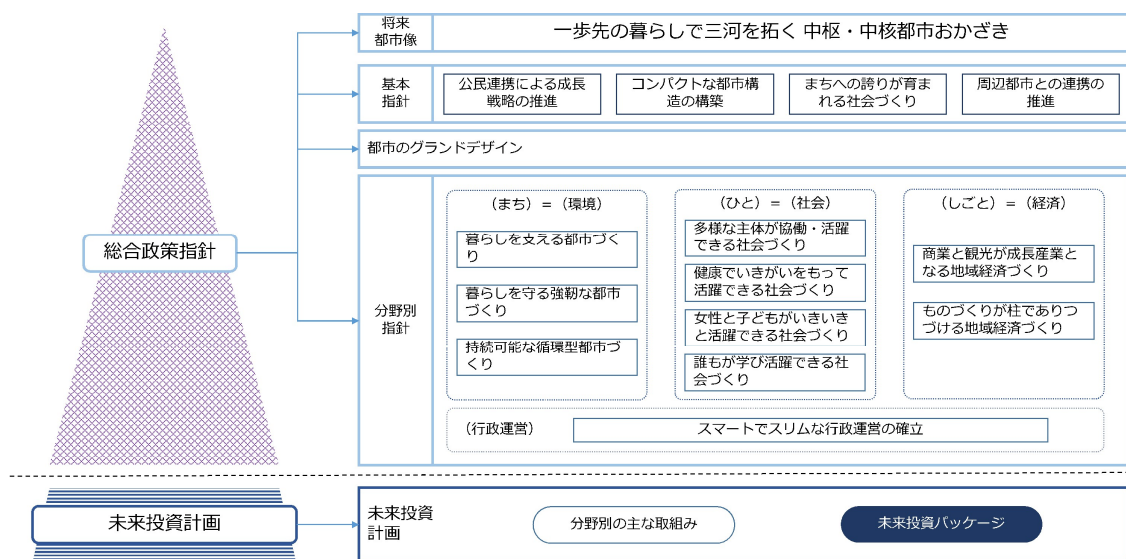


図 2-3 第7次岡崎市総合計画の構成

(2) 岡崎市都市計画マスタープラン

都市づくりの基本理念を『自然・歴史・文化を礎に新たな暮らしと活力を創造する風格ある都市 岡崎』とし、目指すべき5つの都市像として「新たな活力を創造する都市」「将来にわたって持続可能な都市」「住みやすい、住み続けられる都市」「自然・歴史・文化の趣を実感できる都市」「安全安心に暮らせる都市」を掲げています。

令和7(2025)年、中間改定見直しが実施されており、都市づくりの主要課題として「インフラ施設や公共施設の維持」が新たに示されました。また、緑の基本計画と関連の強い事項としては地域別構想において矢作地域で「矢作公園の改修」が施策として示されています。

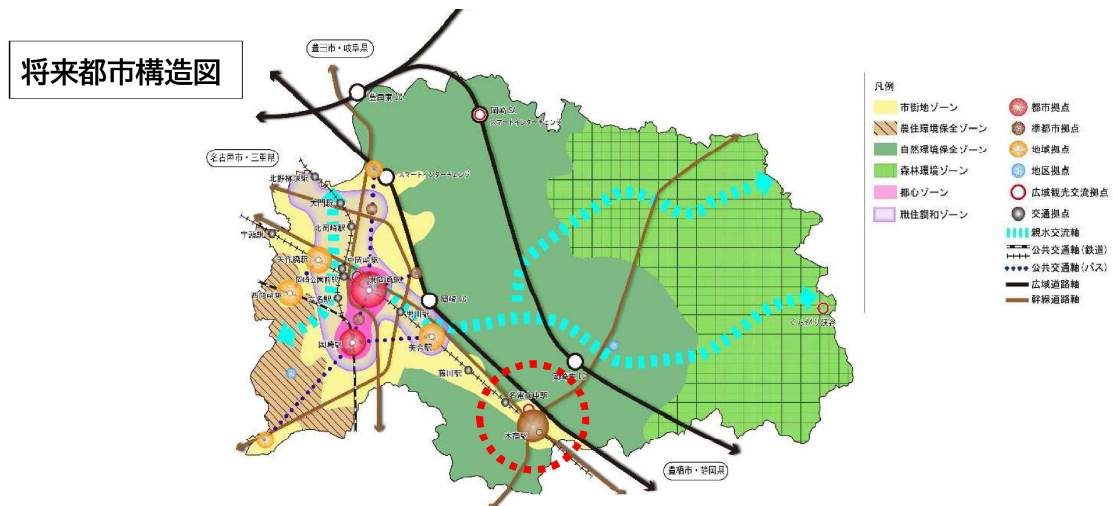
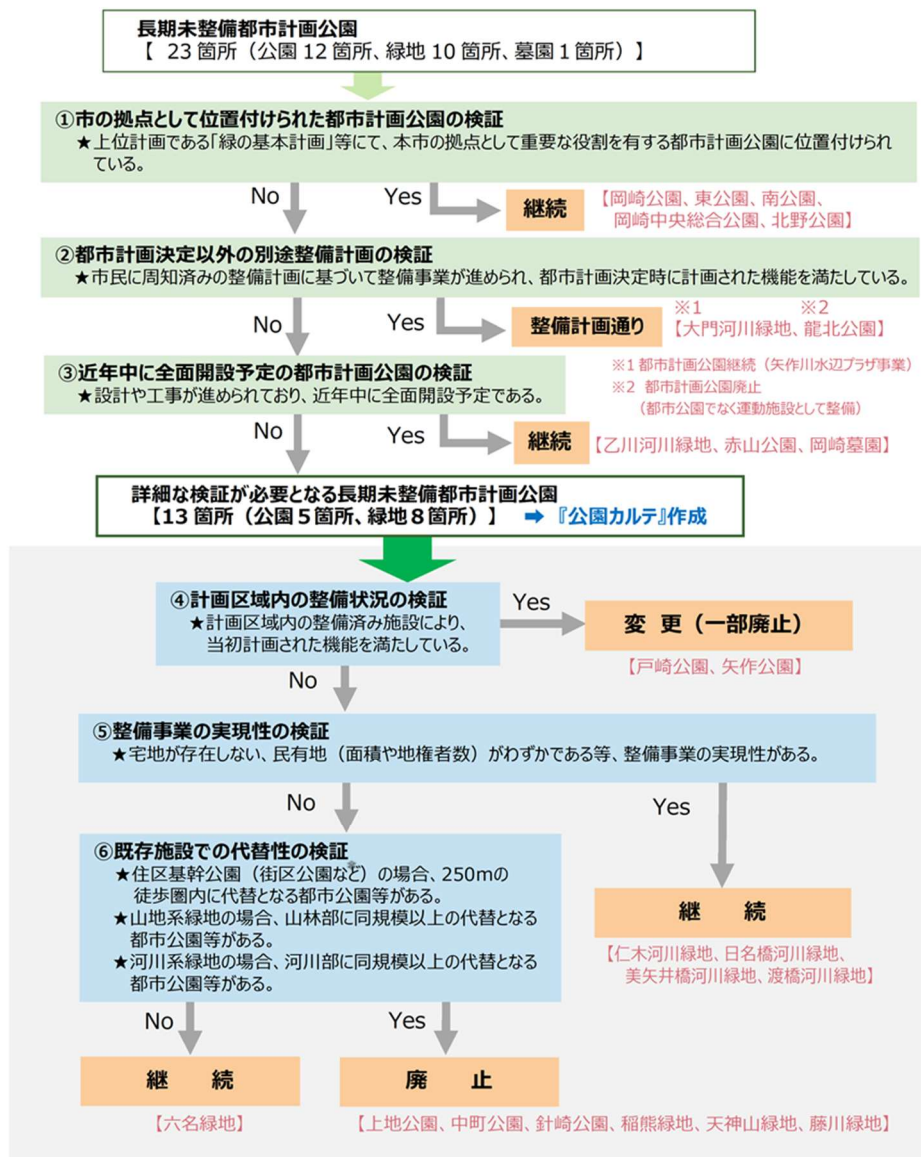


図 2-4 岡崎市都市計画マスタープランの将来構造図

(3) 長期未整備都市計画公園の対処に向けて～見直しガイドライン～

岡崎市内には、様々な理由により、長期間にわたって未整備となっている都市計画公園が複数存在しており、計画区域の関係者には私権制限などの負担が生じています。

平成30(2018)年3月に、長期未整備都市計画公園の対処に向けた見直しガイドラインを策定し、各種検証を行った上で、継続、変更(一部廃止)、廃止の候補を設定する方針を定めていました。このガイドラインに基づく個別の都市計画公園に対する継続・廃止の判断及び対応はR7年度までにすべて完了しています。



※上記フローでの各ステップの検証において、慎重な判断が求められるため、地元や、都市計画審議会、専門家などの意見を適宜確認しながら進めるものとする。

図 2-5 長期未整備都市計画公園対処フロー

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

(4) 岡崎市防災都市づくり計画

地方公共団体が、「災害に強い都市」を将来像の一つとして都市づくりを行うための基本方針、具体的施策を定めています。

都市計画区域を対象として、都市づくりの中で、防災・減災への対応を図ることを明確に位置づけ、自助・共助・公助の役割分担の下、ソフト・ハード対策を組み合わせた「災害に強い空間づくり」と「災害時の避難や応急活動を支える空間づくり」を進めることを目的としています。

公園緑地の整備は、延焼拡大の抑制、安全な避難場所や応急活動のためのスペース確保、支援部隊の受け入れ態勢などに関連する施策に位置付けられています。また、「岡崎市地震対策アクションプラン」(平成 30 (2018) 年策定)などとあわせ、公園や都市緑地、農地、森林など、多様な緑の機能(グリーンインフラ)を活かす視点から連携していく必要があります。

方針 4 火災による延焼被害を抑制します

① 延焼拡大の抑制

大規模な市街地火災の発生を防ぐため、延焼遮断効果が期待される道路や公園・広場等の整備を進めるとともに、これらの施設整備と併せて道路の沿道をはじめとして、建物の不燃化を促進します。

また、延焼抑制に有効な市街地内の農地等に係る制度の適切な運用を図るほか、民有地緑化を促進します。

主な施策例

- ・都市計画道路をはじめとした道路整備(緊急輸送道路、延焼遮断帯)
- ・公園整備事業(避難場所、延焼遮断)
- ・防火地域・準防火地域内の建物の不燃化の誘導
- ・生産緑地制度の適切な運用
- ・市街地緑化事業奨励補助金、都市緑化推進事業費補助金による緑化の促進



図 都市計画道路の整備



図 市街地内の農地

方針 1 安全な避難や応急活動のための経路・スペースを確保します

② オープンスペースの確保

火災による延焼危険性の低い場所に近隣住民等が待避できるオープンスペースの確保を図ります。

また、特に消防活動困難危険度の高い地域のオープンスペースにおいて、必要性を有した防火水槽の設置を検討します。

加えて、一時避難場所の機能強化を図るため、防災備蓄倉庫及び備蓄品、災害対応トイレ等を整備します。

なお、一時避難場所については、今後、想定される避難者数の増減や施設の統廃合等の状況の変化に応じた見直しを検討します。

主な施策例

- ・公園整備事業
- ・地震災害時に有効な消防水利の整備
- ・防災備蓄倉庫の設置
- ・災害対応トイレの設置
- ・空き家を除却した跡地の地域活性化に資する利用の促進



図 防災倉庫及び備蓄品



図 広場の整備(矢作町地内)

図 2-6 取組みの具体的な内容

(5) 岡崎市立地適正化計画

コンパクトで持続可能な都市づくりが課題となっている中、平成 29（2017）年度、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が策定されました。

平成 29（2017）年度時点では、計画対象区域は都市計画区域全域、期間は概ね 20 年後を想定の上で、東岡崎駅周辺と岡崎駅周辺を都市機能誘導区域と設定しました。

平成 31（2019）年 3 月に新たに策定された「岡崎市立地適正化計画」においては、これまで未定だった居住誘導区域*（及び居住誘導重点区域）を設定しました。

令和 6(2024)年には中間改定に伴い、居住誘導区域内における防災・減災対策を「防災指針」として立地適正化計画に位置付けることが規定されたことから、居住誘導区域を中心とした防災・減災のまちづくりの将来像として「市民・事業者による取組【自助・共助】と行政による取組【公助】の相乗効果がつくりだす防災・減災のまち」が掲げられました。このうち、緑の基本計画に係る事項としては防災・減災のハード対策として「雨水の流出抑制対策」（公園含む公共施設への雨水貯留浸透施設の整備、農地が持つグリーンインフラ機能の活用による雨水流出抑制対策の推進）が挙げられています。

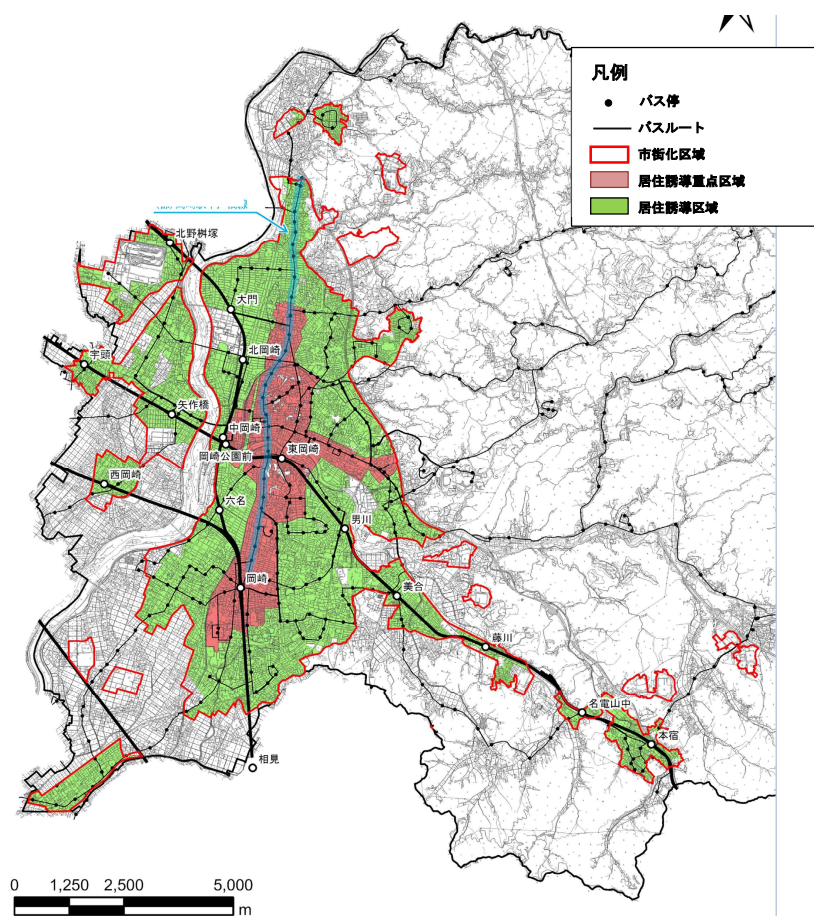


図 2-7 居住誘導区域・居住誘導重点区域

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

ハード対策	○ 河川の整備・改修 ・市が管理する河川や排水路の改修・整備を推進します。
	○ 雨水排水施設の整備・改修 ・平成 20 年 8 月末豪雨以降に進めている雨水排水施設の整備を推進します。
	○ 雨水の流出抑制対策 ・道路や学校、公園、庁舎等の公共施設への雨水貯留浸透施設の整備を推進します。 ・農地が持つグリーンインフラの機能を活用した雨水の流出抑制対策を推進します。
	○ 内水浸水シミュレーションに基づいた対策 ・内水浸水シミュレーションによって課題を把握し、効果的な対策を検討します。
	○ 市有施設の防災性強化 ・公共施設の浸水対策を推進するほか、公共施設を整備する際には、雨水貯留浸透施設を設置します。 ・避難場所・避難所に指定されていない市有施設について、緊急時の活用を検討します。
	○ 地区計画による防災対策 ・浸水被害の防止または軽減を図ることを目的とした地区計画制度の活用を推進します。
	○ 新たなまちづくりにおける防災・減災対策 ・公民連携まちづくりに係る計画の中で、防災・減災対策となる取組を推進します。
	○ 防災機能を有する都市基盤及び防災設備の整備 ・避難の円滑化や避難場所・避難所として機能する都市施設の整備を推進します。 ・情報の収集・伝達の迅速化や河川監視の強化を図るため、通信施設の整備を推進します。

図 2-8 防災・減災の取組み例（ハード対策抜粋）

(8) 生物多様性おかざき戦略

本市における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、今後の取組みの目標、基本的な考え方・方向性を示すものとして平成 24（2012）年 1 月策定されました。

緑の基本計画に関連する内容は、施策の一部（公共施設緑化、民有地への緑化助成、市街地や街路の緑化における在来種の植栽など）に位置付けられています。

また、数値目標として、「緑地の減少の抑制」「緑化に係る講習会への参加者」が、緑の基本計画との共通目標として掲げられています。

令和 5（2023）年 3 月に計画の見直しが実施され、2030 年目標として「生物多様性の損失に歯止めをかけ回復に転じる（ネイチャーポジティブの実現）」が掲げられたほか、本市内の希少な動植物の生息地などの新たな保全施策として生物多様性 30by30 アライアンスの取組み（自然共生サイトの登録推進）が示されました。

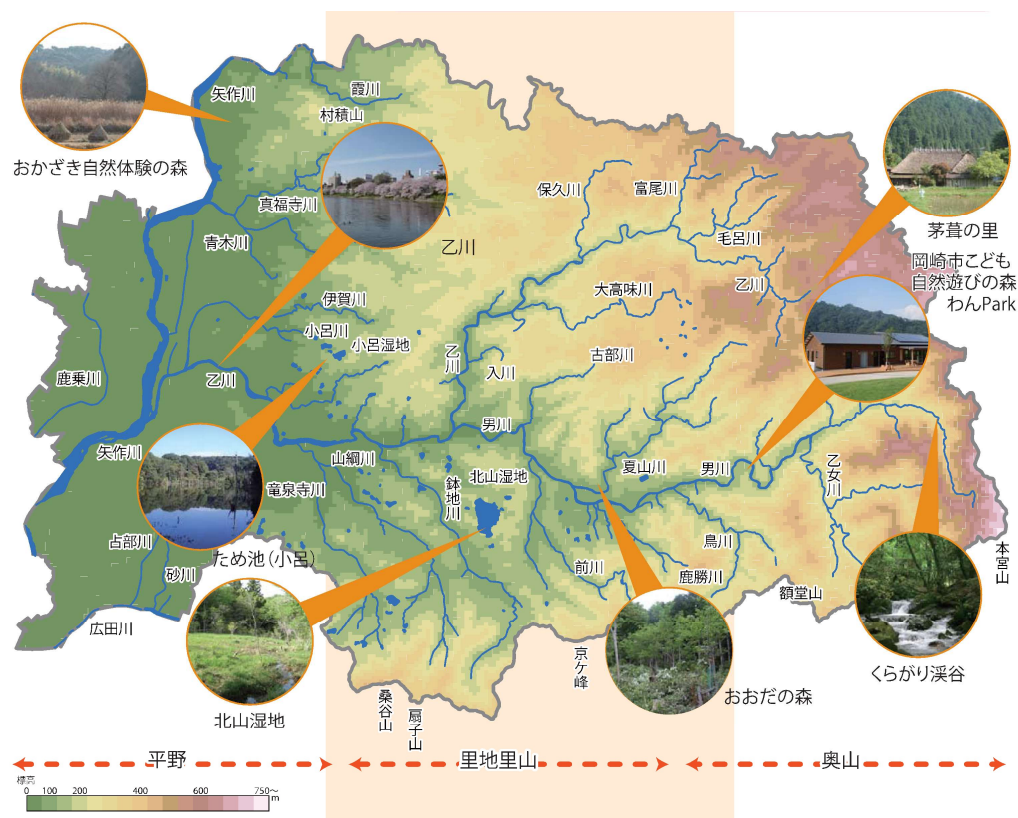


図 2-10 岡崎市の自然環境

(9) 岡崎市森林整備ビジョン

森林整備ビジョンは、主に人工林を対象とする計画と位置付けられています。天然林*（くらがり溪谷周辺など）及び都市近郊の里山林*などについては、「岡崎市環境基本計画」「岡崎市水環境創造プラン」などの既存計画の内容を踏まえることとしています。

ビジョンは「100年後の望ましい森林の姿を実現する」ことを目指しつつ、30年後の2040年を注記の計画期間と設定して平成22（2010年）に当初策定された計画を令和3（2021）年に改定を実施しました。

(10) 岡崎市農業振興ビジョン2030(岡崎市農業振興計画・岡崎市都市農業振興計画)

「岡崎市農業振興ビジョン 2030（農業振興計画・都市農業振興計画）」は、令和12年（2030年）度を目標として、「持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持」を目指すべき将来像に設定しています。

緑の基本計画に関連する事項としては、基本方針「農業の多面的機能の維持」のうち、グリーンインフラの観点からの農業の多面的機能に関する市民理解の促進、及び基本方針「都市農業の推進」のうち「多様な機能を有する都市農業の推進」が挙げられます。特に、平成27年の都市農業振興基本法の施行に伴い「都市内にあるべきもの」として位置づけられた生産緑地（都市農地）については、現状においても宅地開発等による減少傾向が継続しており、農と住の調和するまちづくりや防災の観点からも課題となっています。

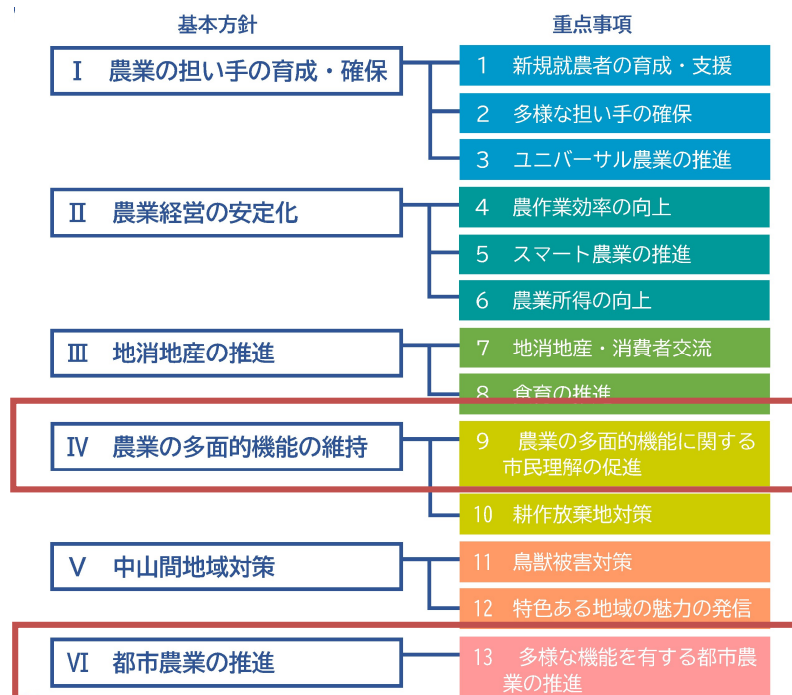


図 2-11 「岡崎市農業振興ビジョン 2030」計画の体系

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

(11) 岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

本市は国際的な動向や国の取組状況を踏まえ、令和2(2020)年2月にゼロカーボンシティを目指すことを表明、令和4(2022)年11月には「脱炭素先行地域」として市の取組みが選定されています。地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は初めて計画を策定した後、複数回の改定を経て、令和5(2023)年3月に計画の最新版が公表されています。

最新計画における緑の基本計画に関連する事項としては、基本方針⑤「気候変動に適応した安全なまち」における災害・健康被害(熱中症予防、ヒートアイランド対策)・水循環総合対策(雨水浸透施設や貯留施設の設置推進)といった適応策との連携が挙げられます。

施策の区分		市の取組	担当課
既存の適応策の着実な推進	防災施設等の整備	・気象、水象等の自然現象の観測または予報の必要な気象観測施設、設備等を整備します。 ・防災に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策の指示命令の迅速化を図るため、通信施設を防災構造化する等の整備改善に努めます。 ・復旧に必要な土木機械の確保体制を整備するとともに、道路冠水に備え、災害対策用の車両の導入や舟艇を確保します。 ・被災者支援用備蓄倉庫等の整備を推進します。	防災課 消防本部 道路維持課
	治山対策、砂防対策	・山地災害の防止等を図るため、予防、復旧治山事業及び保安林整備事業を推進するよう国及び県に働きかけます。 ・森林の水源涵養機能の強化を図るため、適切な保育及び間伐の実施等の支援等を行います。 ・土砂災害防止のため、人命を守る効果の高い箇所における砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう国及び県に働きかけます。 ・土砂災害ハザードマップ等により土砂災害危険箇所を周知します。	森林課 河川課 防災課
	治水対策	・国及び県が管理する一級河川について、改修事業の促進を強く要望していきます。 ・市が管理する準用河川、普通河川等は緊急度に応じて順次、改修及び整備事業を推進します。 ・雨水貯留池、洪水調整池の適切な維持管理を行います。	河川課 下水施設課
	都市排水対策	・雨水ポンプ場の新設や増強をはじめとし、排水能力を高めるための雨水バイパス管や雨水貯留施設の建設を進めます。 ・河川や下水道に流れ出る雨水の量を抑制するため、雨水貯留浸透施設の設置を推進します。	下水工事課 サービス課 廃棄物対策課 河川課
	ヒートアイランド対策	・屋上緑化や壁面緑化等を推進します。 ・水循環を保全するため透水性舗装による歩道整備を推進します。 ・住宅・建築物の省エネルギー化を推進します。 ・次世代自動車の普及拡大や公共交通機関の利用促進を図ります。	公園緑地課 道路建設課 道路維持課 ゼロカーボンシティ推進課
	熱中症予防の啓発	・市政だより、市ホームページ、リーフレット等により熱中症の予防及び対処法の普及啓発を実施します。 ・希望のあった学校、企業等に熱中症に関する出前講座を実施します。 ・ボランティア等による熱中症予防の普及啓発を実施します。 ・クールビズ、クールシェア等の気温上昇に適応したライフスタイルを普及推進します。	健康増進課 ゼロカーボンシティ推進課

図 2-12 気候変動適応策(抜粋)

(12) 愛知県広域緑地計画

愛知県広域緑地計画は、県の都市計画区域全域の緑化を推進するに当たり、一つの市町村の区域を越えた広域的観点から県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、県内の市町村ごとに策定される「緑の基本計画」の指針となることを目的として策定され、計画期間は令和 12（2030）年度までとしています。

基本方針は大きく「緑づくりの基礎」と、それに支えられる「緑の機能」に大別され、「健全で良質な緑」「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」の 4 つの機能ごとに施策を定めています。



図 2-13 県広域緑地計画の基本方針

1章
岡崎市緑の
基本計画について

2章
計画改定の背景

3章
岡崎市の緑を
取り巻く現状

4章
岡崎市の
緑の課題と
計画の方向性

5章
計画の理念と
基本目標

6章
緑の推進施策

7章
計画の
評価指標の設定

8章
計画の実現に
向けて

参考資料

